**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年　月　日

高知県知事　尾﨑　正直

**高知県規則第　　号**

**高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細**

**則の一部を改正する規則**

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和40年高知県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第20条中「知事が別に定める様式」を「別記第30号様式」に改める。

第21条第１項中「別記第30号様式」を「別記第31号様式」に改める。

第22条中「別記第31号様式」を「別記第32号様式」に改める。

第23条中「別記第32号様式」を「別記第33号様式」に改める。

第24条中「別記第33号様式」を「別記第34号様式」に改める。

別記第20号様式を次のように改める。

別記第30号様式を次のように改める。

別記第33号様式を別記第34号様式とし、別記第32号様式を別記第33号様式とし、別記第31号様式を別記第32号様式とし、別記第30号様式の次に次の１様式を加える。

**附**　**則**

　（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則による改正前の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第20号様式、別記第30号様式及び別記第33号様式は、改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規　則

◎高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則